

令和4年3月定例会 予算特別委員会 次第 第3日

令和4年3月16日（水）

1. 議案上程（議案第3号から第13号まで及び第25号から第37号まで）

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員（18人）

1 番 中 田 謙 三	2 番 笹 川 圭 光	3 番 畠 山 富 勝
4 番 伊 藤 宗 就	5 番 鈴 木 元 章	6 番 佐々木 克 広
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 巳次郎	9 番 小 松 穂 積
10 番 佐 藤 誠	11 番 中 田 敏 彦	12 番 進 藤 優 子
13 番 船 橋 金 弘	14 番 米 谷 勝	15 番 三 浦 利 通
16 番 安 田 健次郎	17 番 古 仲 清 尚	18 番 吉 田 清 孝

欠席委員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 谷 一 徳
副 事 務 局 長	清 水 幸 子
局 長 補 佐	三 浦 大 作
主 査	中 川 祐 司

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
理 事	佐 藤 透	総 務 企 画 部 長	八 端 隆 公
市民福祉部長	伊 藤 徹	観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文
産業建設部長	田 村 力	企 業 局 長	佐 藤 孝 悦
企画政策課長	杉 本 一 也	総 務 課 長	湊 智 志
危機管理課長	小澤田 一 志	財 政 課 長	鈴 木 健

税 務 課 長	佐 藤 淳	福 祉 課 長	高 桑 淳
介護サービス課長	菅 原 章	生 活 環 境 課 長	畠 山 隆 之
健康子育て課長	湊 留美子	観 光 課 長	長谷部 達 也
男鹿まるごと売込課長	沼 田 弘 史	文 化 ス ポ ー ツ 課 長	原 田 徹
農 林 水 産 課 長	鎌 田 重 美	建 設 課 長	薄 田 修 一
病 院 事 務 局 長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子	学 校 教 育 課 長	加賀谷 正 人
監 査 事 務 局 長	佐 藤 静 代	企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹
ガス上下水道課長	三 浦 昇	選 管 事 務 局 長	(総務課長併任)
農 委 事 務 局 長	(農林水産課長併任)		

午前１０時２０分 開 議

○委員長（進藤優子） 皆様、おはようございます。

議事に入る前にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を再開いたします。

菅原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしまして、ご報告とお詫びを申し上げます。

まず、国民健康保険の高額療養費・外来年間合算制度に関する不適切な事務処理案件についてであります。

このたび、７０歳から７４歳までの高齢者の外来診療において、１年間で支払った医療費が１４万４，０００円を超えた部分について支給する高額療養費・外来年間合算制度に関し、勧奨事務を怠ったことにより、平成２９年８月から令和元年７月までの２年間分について、当該制度に係る高額療養費を申請・請求できなかった世帯が２

7世帯あったことが判明しました。

勸奨を怠ったこの2年間の高額療養費55万5,858円については、既に時効を迎えております。

このため、対象世帯から制度に基づく申請等をいただく形はとれませんが、不作為による市側の責任であることから、支払いに係る財源や手続等を検討し、速やかに対処してまいります。

市民をはじめ議会の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。今後、このような不祥事がないよう、業務管理の徹底による再発防止と一層の綱紀粛正に努め、市政に対する信頼回復に取り組んでまいります。

次に、男鹿市斎場の火葬炉に不具合が発生した事案についてであります。

昨日、男鹿市斎場の火葬炉に不具合が生じ、斎場の利用について昨日と今日の2日間、利用予約の受付を休止いたしました。

原因は、電流の配線切り替えの不具合であることが判明、直ちに修復し、明日午後から稼働再開する予定であります。

昨年10月に続いての度重なる不具合で、市民の皆様に再度ご不便とご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

なお、斎場休止中、市外の斎場を利用されたご遺族に対しましては、経済的負担をおかけしないよう斎場利用料の全額を市で賄うことで対応してまいります。

以上であります。

○委員長（進藤優子） ただいまから本日の議事に入ります。

議案第3号から第13号まで及び議案第25号から第37号までを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることといたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。1番中田謙三委員長

○総務分科会委員長（中田謙三） 総務分科会で審査いたしました議案第3号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第15号）、議案第25号令和4年度男鹿市一般会計予算並びに議案第36号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出と所管事項について、審査の経過をご報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

はじめに、令和3年度予算についてであります。

第1点として、委員より、地方交付税増加の要因と財政調整基金の今後の見込みについて質疑があり、当局から、地方交付税については、当初予算編成の際、国から示された算定情報に基づき試算した額より5億円ほど多い交付算定となった。さらに国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額され、2億8,600万円が追加配分となったものである。財政調整基金の見通しについては、3月補正後は約20億9,000万円だが、令和4年度当初予算編成時及び令和4年度1号補正における取り崩し後の残高は約14億円になる。今後の財政調整基金の見通しについては、令和3年度1号補正後と比較し増加しているものの決して余裕のある財政状況とは言えないが、市の将来を見据えた政策には積極的に投資していく考えである。との答弁がありました。

第2点として、行政手続オンライン化事業について、一つとして、委員より、オンライン化となる対象手続きの内容について質疑があり、当局から、本事業は繰越明許費として令和4年度中に基盤整備を行うもので、当面のオンライン化での対象手続きは、子育て関係15手続き、介護関係11手続きとし、この整備により、スマートフォン等で24時間いつでも行政手続きが可能となり、市民の利便性向上と行政運営の効率化が図られることとなる。との答弁がありました。

二つとして、委員より、転出・転入手続きについてもワンストップ化が可能か。との質疑があり、当局より、オンライン手続きにより、転出証明等のやりとりは自治体間で行うことができることとなるが、転出先での窓口における転入の本人確認は省略できないものである。との答弁がありました。

三つとして、委員より、インターネットを使える人と使えない人に生じる格差が生じないように進めてほしい。また、高齢者でスマートフォンを所有している方に対し、行政手続きの方法を伝える取り組みの予定はあるか、伝える側の役割を、操作に長けた一般の方が担う方法もあるのではないか。との質疑があり、当局から、デジタルデバйдの取り組みとして、高齢者向けの講習会を県で企画している。本市では新年度から行政及び民間でのデジタル化推進を強化するため専門部署を設置することとしており、講習会等の実施について、県と連携して取り組むことも検討してまいりたい。

との答弁がありました。

次に、令和４年度予算であります。

第１点として、ふるさと回帰学生応援事業について、委員より、対象人数が先着１００名となっているが、市外で暮らす学生は１００名以上いると思うが、申し込みが１００名を超えた場合、全員対象とはならないか。との質疑があり、当局から、本事業は庁内若手職員が協議を重ね考案した事業で、保護者が子どもへの手紙を添えることを条件としている。デジタル化の時代にあって、手紙を書く行為が保護者の人生にも潤いをもたらす機会になるとともに、そうしたことが地域にも好影響を与えると考えている。申込人数については中学校卒業人数や大学等への進学状況等を勘案し１００名としたが、対象人数を超える場合は対応を協議してまいりたい。との答弁がありました。

第２点として、コンビニ収納等システム事業について、一つとして、委員より、約２，０００万円のイニシャルコストを投じるシステム改修の内容と、利便性について質疑があり、当局から、現在使用している総合行政システムについて、コンビニ対応の納付書を作成するための基幹系システム改修を行う。税金のみならず、市営住宅使用料や子育て関係についても公金のコンビニ納付に対応した納付書にする。また、国で進めている共通納税システムの改修も同時に令和４年度中に行い、令和５年度から、固定資産税、軽自動車税も電子納付が可能となるため、ＱＲコードを活用した市税の納付が可能となる。との答弁がありました。

二つとして、委員より、コンビニ収納の利用率の見込みと手数料について質疑があり、当局から、コンビニ利用率は全県的に見て約４０パーセントである。県内のコンビニ収納の導入状況については、本市及び潟上市以外すべて導入済みである。また、令和５年度からのコンビニ手数料は１件５７円に消費税が加わり、６３円である。との答弁がありました。

三つとして、委員より、デジタル行政の推進によるシステム改修を受け、業務のスリム化に向かった場合、人員の減員も可能になるのではないか。との質疑があり、当局から、コンビニ納付により市民の利便性は高まるが、事務的作業は増えることになるため、業務の効率化の面では、引き続き口座振替の促進が有効である。との答弁がありました。

第3点として、空き家対策推進事業について、一つとして、委員より、空き家相談会の実施状況について質疑があり、当局から、空き家相談会は年3回開催し、1回の利用者は三、四組程度で、司法書士等が対応し法律的な助言や費用について1組に対し30分程度行い、その際に空き家バンクの登録についても勧奨を行っている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、市内では空き家が増えており、特に老朽化した危険空き家については地域でも問題となっているが、市の危険空き家の対応について質疑があり、当局から、除却すべき危険空き家に該当するかを調査し、助言または指導を要する家屋と判断した場合は、建物所有者に対し自主的な除却や適正管理を指導するとともに、補助制度の活用を促すが、解体費用は通常100万円以上要するため、容易に除却に取り組めないケースが多く、飛散防止等の応急処置を行っている。との答弁がありました。

三つとして、委員より、将来的に居住予定のない家屋のため解体を望む場合、危険家屋ではない空き家に対し、整理を後押しするための補助金はないか。との質疑があり、当局から、補助金は危険空き家に関する除却補助金30万円、応急措置補助金15万円のみである。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、当局より、単独運行バスの運行にあたり、乗り継ぎを前提としている加茂線、入道崎線、男鹿中線、安全寺線の4路線で、新年度から実証的に乗り継ぎ無料化を実施し、乗り継ぎの抵抗感の軽減と運賃の不公平感の解消を図る。路線変更及び共通乗車券割引との併用による、路線バス利用者の増加を図っていきたい。との報告がありました。

これに対し、委員から、加茂線、入道崎線、男鹿中線、安全寺線の4路線と同様に、野石地区の潟西線から奥まっている地域、具体的には、福野、申川、八ツ面、美野集落の交通弱者へも施策を講じていただきたい。との意見がありました。

第2点として、当局より、機構改革について、先月10日に開催した議会全員協議会後、庁内での協議により、観光文化スポーツ部男鹿まると売込課に関し、今年度策定の船川港港湾ビジョンの実現に向け、船川港の港湾機能の強化、洋上風力発電等、エネルギー関連企業の誘致や産業の集積など、港湾を核とした地域産業の活性化を図

ることとしている。こうしたことから、企画政策課で所掌しているエネルギーに関する事務を、男鹿まるごと売込課へ移管した上で、現状の売込班と商工港湾班としている２班体制を「売込班」「エネルギー・商工港湾班」の２班に再編することで協議を進めている。との報告がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。５番鈴木元章委員長

○教育厚生分科会委員長（鈴木元章） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

はじめに、令和３年度補正予算であります。

第１点として、介護保険特別会計において、委員より、今年度末の財政調整基金残高の見込みについて質疑があり、当局から、令和４年３月末で約３億４，０００万円の見込みである。今年度が第８期介護保険事業計画の初年度であるが、第７期計画期間中に積み立てた分を、現在の介護保険料抑制に充てている。介護給付費が抑制され、剰余金が出れば、令和６年度からの第９期での保険料抑制が可能となるため、歳出を抑えるためにも高齢者の健康維持が極めて大事であると考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、過去には保険料額が県内で上位に位置していたこともあり、市民負担は極力軽減しなければならない。健康寿命の延伸は市全体で取り組むべきだが、介護サービス課から発信する施策はあるか。との質疑があり、当局から、第７期では県内の水準を上回っていたが、現在は平均的な保険料額となっている。健康寿命の延伸を図るため、来年度から新規に地域包括ケアシステム推進業務を実施する予定である。関連する専門職・関係者等と高齢者支援の考え方を共有し、介護予防の機運を醸成する規範的統合を図る考えである。との答弁がありました。

第２点として、国民健康保険特別会計において、委員より、歳入の県支出金の中で、普通交付金が４，０００万円減額となった要因について質疑があり、当局から、普通

交付金は歳出の保険給付費の実績に応じ交付するもので、歳出の療養給付費では、診療部分が減少したこと、また、感染症の急増が未知数であったことから、余裕を持たせて医療費を見込んでいたが、前年比から推計し、2,000万円減額しても対応可能となったものである。また、高額医療費についても前年度と比較し減少することが見込まれ、月ごとの支出が流動的であることを考慮し、支出額が多かった月の金額を参考に算出したところ、2,000万円の減額が可能であると推計したもので、合計4,000万円の減額となるものである。との答弁がありました。

次に、令和4年度当初予算であります。

第1点として、障害者の生活支援について、一つとして、委員より、当初予算の概要について質疑があり、当局から、障害者地域生活支援事業について、以前は施設入所に係るサービス利用が主なものであったが、近年、在宅サービスへの移行や、通所型のサービス利用が増加していることもあり、年々予算は増加傾向にある。また、障害者の就労を支援する事業所も増えており、仕事をしながら収入を得て生活していく自立支援のためのサービスもあり、障害者サービスは広がりを見せている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、障害者の就労継続支援について質疑があり、当局から、障害者が社会的な自立を目指して仕事の訓練をする事業所が市内には4カ所あり、約50人が通所している。支援員が利用者の状況に応じた必要なサービスを調整し、利用に結びつけることで、実際に利用者が生きがいを持って毎日の生活ができるようになった例もあり、障害者の社会参加に寄与しているものと認識している。との答弁がありました。

第2点として、新規事業のひきこもり支援モデル事業について、委員より、市内において、ひきこもりの状態にある人数を把握しているか。との質疑があり、当局から、昨年7月に民生委員の協力を得て調査した結果では、36人との回答であったものの、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しづらいものと認識している。との答弁がありました。

さらに委員より、事業の基本的な考え方について質疑があり、当局から、本人や家族の支援策については全国的な課題であり、親が亡くなる等で孤立し、生活困窮につながる恐れがあることから、相談支援体制の強化を図るため、事業を推進するもので

ある。現状では、対応のノウハウが不足しているところもあるため、県のモデル事業を活用し、助言・指導を仰ぎながら、窓口の周知、相談体制の充実に努めていきたいと考えている。との答弁がありました。

第3点として、委員より、斎場大規模改修実施設計について、将来的なことを考えて施工するものと思うが、内容について質疑があり、当局から、斎場は、昭和62年12月の供用開始後30年以上経過していることから、斎場施設の長寿命化、火葬炉の更新等により安定した運営を確保し、将来にわたって安定的なサービスを提供するため必要な整備を行うもので、事業内容は、公共施設におけるRC造建築の一般的な耐用年数である50年から10年以上の長寿命化を図るため、既存建屋の躯体を利用して、屋根、外壁、内装、電気・機械設備の改修を行うとともに、環境負荷を低減させる火葬炉設備を導入する。また、バリアフリーや利用者のプライバシーに配慮した整備等も行い、全体計画は、令和4年度に実施設計し、大規模改修工事は令和5年度から6年度にかけて行う予定である。との答弁がありました。

第4点として、委員より、がん検診受診率が低迷している背景と予算反映について質疑があり、当局から、集団検診は特定の者が受診しているのが現状で、これまで受診していない無関心層への推奨が課題であると認識している。様々な理由があることは承知しているところだが、個別医療機関へ通院している受診者の同意を得た上で、医療機関からの診療情報提供が可能であれば、取り組みの強化が図られると考えている。また、今年度は安全寺地区に介入し、受診率向上支援を行ったところ、地域の受診率向上が図られたことから、新年度は五里合鮪川地区と宮沢地区に介入し、同様の取り組みを予定しているほか、集団検診において、すべての者の胃がんと大腸がん検診を無料とする等の取り組みをもって、受診率向上につなげていければと考えている。との答弁がありました。

第5点として、男鹿みなと市民病院事業会計について、一つとして、委員より、入院収益14億4,348万6,000円と計上しているが、コロナ療養者も見込んだ算出であるか。との質疑があり、当局から、入院患者数と1人当たり診療単価を見込み計上したもので、その計上に当たっては、過去の決算状況のほか、今年度のコロナ療養者の受け入れ状況も含め、これまでの患者数及び診療単価の動向を考慮している。との答弁がありました。

二つとして、委員より、市外のコロナ療養者受け入れの考え方について質疑があり、当局から、県内で受け入れ可能な医療機関は限られており、近辺で受け入れ不可能な場合は、率先して受け入れる必要があると認識している。ただし、市民病院として、市内の患者に対しておろそかになってはいけないとの考えから、その時々を受け入れ可能な病床数を考慮しながら、県の調整本部と具体的に調整を図っているところである。との答弁がありました。

三つとして、年間患者数を令和3年度と比較し増加と見込んでいるが、その積算根拠について質疑があり、当局から、全国的な外来の持ち直し状況や、当院でのクラスター収束後の持ち直しを踏まえ、令和2年度決算に至るまでの状況などを参考に分析し、見立てている。また、医師数が今年度14人から、5月以降は15人になる予定であり、余力が生まれることで、結果的に患者への対応も充実していくものと考えている。との答弁がありました。

第6点として、若美学校給食センターの給食調理及び配送業務等の民間委託について、委員より、民間委託しても、献立の内容やこれまで取り組んできた食育は継続されるのか。との質疑があり、当局から、献立については、県職員である栄養教諭が払戸小学校に配属されており、栄養計算や地元産食材の発注なども含め、これまで同様に栄養教諭が行い、食育、米飯給食も現状どおり継続していく。主な委託業務は調理と運搬であり、今後も安全・安心な給食の提供に取り組んでいく。との答弁がありました。

次に、所管事項であります。

第1点として、当局から、男鹿みなと市民病院の令和4年1月までの実績と前年度との比較について報告がありました。

委員より、入院患者1人1日当りの診療単価が前年の3万2,658円から3万4,037円と、1,379円向上した要因について質疑があり、当局から、主として、地域包括ケア病棟を設置した経営改善の取り組みによるもので、令和3年1月から病棟化したことで市民のニーズに見合っており、単価向上につながっていることが大きな要因と捉えている。との答弁がありました。

第2点として、当局から、令和4年度から、公民館を拠点とした「読書運動」「あいさつ運動」「体力づくり運動」の三つの市民運動を実施し、学校、地域、家庭が一

体となり運動を推進することで、市民参加の元気なまちづくりを目指していく。との報告がありました。

委員より、公民館職員の負担が増えることにならないか。との質疑があり、当局から、公民館では現在も同様の取り組みをしており、その取り組みを地域づくりの観点からブラッシュアップしていくもので、現有体制で可能な市民運動と考えている。すべて公民館単独で実施するというのではなく、各公民館からの週報などをもとに教育総務課生涯学習班と公民館が情報を共有し、取り組み状況を精査しながら、生涯学習班が随時支援する体制のもと、市民参加の元気なまちづくりに取り組むものである。との答弁がありました。

第3点として、令和5年4月に男鹿東中学校と統合となる潟西中学校の統合説明会を、3月5日に開催し、美里小学校、潟西中学校の保護者、同学区の町内会長など地域の代表者、コミュニティスクール委員、学校関係者等32人の出席をいただいた。男鹿市小・中学校再編整備計画に基づく学校再編スケジュール等のほか、昨年1月23日に開催した説明会で質問のあった、スクールバスの運行や制服等の準備、統合に向けた生徒の交流、閉校後の地域との関わりについても説明し、参加者から、統合までの取り組みに関すること、スクールバスに関することなどの意見や質問を伺った。今後は、潟西中学校と男鹿東中学校の交流学习を開始し、6月議会へ、男鹿市学校設置条例改正案、統合準備委員会関係予算を提案し、統合準備委員会を設置する予定で、その準備委員会の協議を受け、9月議会へ閉校式等関係予算を提案する予定である。との報告がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。4番伊藤宗就委員長

○産業建設分科会委員長（伊藤宗就） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

はじめに、令和3年度予算についてであります。

第1点として、委員より、各種イベント等がコロナ禍により中止となった影響について質疑があり、当局から、観光課では、インバウンド関係のイベント中止の影響が非常に大きく、誘客活動ができなかったため、トップセールスにおける旅費など予算額の大半を減額している。また、国内イベントの多くが中止になったことで、なまはげの派遣や現地での売り込みも実施できないなど、男鹿の魅力の体験・体感につなげることができず、入れ込みにも相当程度影響している。また、男鹿まるごと売込課では、東京や県外で実施する行事等の機会が減少し、それらに伴う旅費の減額に影響が及んでいる。リモートを活用した説明会やミーティングには積極的に参加してはいるものの、やはり要望や誘致活動をするには、対面によるコミュニケーションが必要だと考えている。さらに、文化スポーツ課では、イベントについては最初から中止としたわけではなく、実施する方向性をもって、最終的に中止と判断したものが大半であった。そのため、補助金等については、執行額を差し引いての減額となっている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、間伐材有効活用事業費における368万8,000円の減額要因について質疑があり、当局から、本事業は森林環境譲与税を財源として間伐材の運搬に対し助成するものであるが、国及び県の補助により私有林の間伐を行うものである。森林組合が経営管理計画に基づき私有林の間伐を実施するものであるが、予算要求時には間伐材の搬出数量が確定しておらず、例年約80ヘクタールを目安に行う計画として予算措置を行っている。

なお、間伐材については、当該地における木の生育状況、あるいは本数等により搬出できる材積が変動するものであり、令和3年度は実施面積が63.06ヘクタール、搬出数量は4,526立方メートルとなっており、秋田プライウッド等への運搬に要した経費の一部に森林環境譲与税の財源を充て、支出しているものである。との答弁がありました。

次に、令和4年度予算についてであります。

第1点として、増加する観光関連予算について、一つとして、委員より、宿泊業種への支援をどのような考えで進めているのか。との質疑があり、当局から、宿泊業は、雇用者数や市内全体に及ぼす経済効果も大きいため、まず4月から、第8期の緊急宿泊支援事業を実施することで、切れ目ない誘客と施設支援につなげていく。これに加

え、新たに7月から宿泊者先着3万人に対し、広く市内で利用できるクーポンを配布することで、県内外からの観光客に対する宿泊のインセンティブにするとともに、宿泊客の市内消費を促して経済の活性化を図る、との2本立ての支援を予定しているところである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、観光面ではこの後も、コロナ収束まで一定の支援を続けていく必要があると考えるが、地域のバランスをどう捉えているか。との質疑があり、当局から、寒風山や脇本城跡、鵜ノ崎海岸に代表される、市内各所の魅力あるコンテンツをPRし、周遊につなげていくという前提で新年度予算を編成している。船越のなまはげモールから、生鼻崎トンネル入口のモニュメントや男鹿駅周辺広場・オガーレを経て、西海岸や市の北部に至るといった、市全体の観光の流れを醸成していきたいと考えている。との答弁がありました。

第2点として、プレミアム付商品券補助事業について、委員より、共通券千円を3枚、地域応援券千円を10枚、計13枚1万3,000円を1万円で販売するとしているが、地域に点在する比較的規模の小さな店舗を下支えする意味においても、地域応援券10枚のうち、500円券を半分程度にするなど、もっと使いやすくすべきではないか。との質疑があり、当局から、商工会で加盟店に対し行ったアンケートにおいても、小規模な店舗にとっては500円券もあった方がよいとの意見が寄せられたところである。現段階では千円券13枚と考えていたが、地域応援券には500円券を何枚か入れるなど、これから対応方、検討させていただきたい。との答弁がありました。

第3点として、ジオパーク推進事業について、委員より、本来のジオパークのあるべき姿を念頭に入れつつ、付加価値を高めていく方策について質疑があり、当局から、ジオパークは、その土地にある地域資源の価値のすばらしさを、そこに住む地域住民、他地域の皆様の双方が認識し、それを誇りに思い、また訪れたいと思っていただけるよう発信していくことが極めて重要だと考えている。そのためには、まずは地元の子どもたちに地域資源のすばらしさを十分に認識してもらい、男鹿を誇りにして生きていただくこと。また、他地域からのお客様に対し、すばらしさを十分に認識していただくこと。さらには、教育旅行のコンテンツを充実させていくことが必要だと捉えている。そうした中、鵜ノ崎海浜公園及びジオパーク学習センターでの小豆岩の展示公

開、寒風山での先端技術を活用した火山活動の再現など、子どもたちに解説する姿を思い描き、男鹿のすばらしさを認識してもらう上で必要な取り組みと考え、今回予算措置したところである。との答弁がありました。

第4点として、百川水路浚渫工事負担金の関連において、委員より、百川水路については滝の頭の水利権の問題など、歴史的に複雑な背景があるということは承知しているものの、これまでほとんど整備されておらず、石垣や護岸の崩壊が相当進んでいる。脇本バイパス事業や下水道事業終了後に整備を進めていくとしてきたこれまでの経緯を踏まえ、それら事業が終了した現在、そろそろ具体的な事業計画を策定し、国の補助事業等を活用しながら取り組んでいくべきではないか。との質疑があり、当局から、まずは関係団体等とこれまでの経緯を含め情報を共有し、今後の方向性を探ってまいりたい。との答弁がありました。

第5点として、ガス事業会計について、委員より、ロシアのウクライナ侵攻により原材料費の高騰が懸念されるが、現段階での影響と今後の料金体系への影響は。との質疑があり、当局から、天然ガスは2月現在、1立方メートル当たり86.75円で、昨年4月から25.59円の増となっている。プロパンガスは2月現在、1キログラム当たり112.7円で、昨年5月から28.7円の増となっており、ともに上昇傾向にある。また、令和2年度と比較して、購入量では減少しているが、購入費では増加している。ただ、これらについては、国際情勢や為替レート等による原料価格の変化分を、お客様からいただくガス料金に反映させる原料費調整制度の範囲内で収まっているが、昨今のロシアによるウクライナ侵攻の関係で、原料単価は予想を相当上回るペースで上昇しており、新年度予算については適切な時期に見直しをしなければならないのではないかと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、原料費調整制度の中、料金引き上げの許容範囲をどう見込んでいるのか。との質疑があり、当局から、現在、原料調整額を10円増で予算設定している。これが制度上、40円増までは利用者に付加をし、その分をいただくことになるが、40円増を超えた分は企業局の負担になる。との答弁がありました。

さらに委員より、現在よりプラス30円になった場合、内部留保額にどの程度の影響があるのか。との質疑があり、当局から、1円上がった場合は約200万円、30円上がると約6,000万円と試算している。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、指定管理温泉施設について、当委員会としては、「温浴ランドおが」と「夕陽温泉WAO」をおおむね2年後をめどに廃止または民間譲渡するとしているこれまでの当局の説明に関連して、両温泉施設の指定管理者である株式会社おが地域振興公社の代表取締役社長、佐々木誠氏の出席を求め質疑を行ったものである。

一つとして、委員より、株式会社おが地域振興公社の経営の現状と課題をどのように捉えているか。との質疑があり、佐々木氏から、当社は施設の維持管理を生業としており、売り上げにかかわらず発生する固定費の割合が極めて高い構造となっている。コロナ禍前の令和元年度には、指定管理料を除いた会社全体の売り上げが約2億3,000万円で、その5割強をなまはげ館が、両温泉施設が約3割を占めていたが、現在は、コロナ禍の影響により、売り上げ・利益とも大きく減少している。特に温泉施設において、宴会などが開かれなくなったことによって、飲食部門の売り上げが大きく落ち込んでいるが、コストはそれほど減少しておらず、会社全体で経営努力をし、持ちこたえている状況である。課題としては、「温浴ランドおが」においては、鉄分の多い源泉の性質や施設の老朽化から設備の故障が発生しやすく、維持管理が難しくなっていること、「夕陽温泉WAO」においては、厨房スタッフが確保できずにレストラン機能を縮小しているほか、源泉温度が低いため、昨今の燃油価格の高騰を受けて、運営コストが上昇していることが挙げられる。との答弁がありました。

二つとして、委員より、おおむね2年後をめどに廃止または民間譲渡という方針は、現状の温泉施設の経営状況が前提となっているものと認識しているが、市民が必要と考え、できるかぎり利用するとの環境が生まれてくることが、経営改善のポイントになるのではないかと。我々も含め、利用が足りなかったし、市からの呼びかけや公社の営業努力も周辺の施設に比べ、少し足りなかったと認識しているが、この後の経営の方向性をどう考えているか。また、営業努力も含めた各種の取り組みによって、運営を継続できないのか。との質疑があり、佐々木氏から、今年度は敬老会で宴会利用いただけるよう働きかけたほか、温泉配管のメンテナンスを容易にできるよう工夫するなど、営業努力を重ねているが、利用者を増やすためには、PRできるような新しい要素が必要である。また、設置の目的を考えると、利益を確保するために入館料を上げることも容易ではないことから、コストを下げながら利用者を減らさないように努

めているところである。市の施設を指定管理している立場としては、老朽化も進んでいることから、今後、故障などによる臨時休業が発生しないように、より慎重に管理業務に対応していかざるを得ない。との答弁がありました。

第２点として、オガーレについて、当局から、テナントとして軽食コーナーに入居している「ガオジェラ」が、３月末で撤退することが株式会社男鹿水族館の臨時取締役会で示され、了承されている。株式会社おがでは、テナント管理者として、空きテナントによるサービス低下を避けるため、営業を続ける必要があると判断し、４月以降は自らが営業していく方向で、現在検討を進めている。との報告がありました。

第３点として、今年度の除雪の状況について、当局から、今年度の除雪稼働日数は、１２月が８日、１月が３１日、２月が１４日で合計５３日となり、昨年同期と比較して１２日の増となっている。予算執行状況については、２月末までに約２億２，０００万円となる見込みで、予算額２億３，９７４万６，０００円に対し、執行率は約９２パーセントを見込んでいます。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、除雪シーズン終了後、除雪業者との意見交換会を実施すべきである。高齢化社会を踏まえた緊急時の動線や通勤通学路の確保のほか、多様化する市民ニーズに応えるべく、除雪業者と問題事項の共有化を図り、課題解決に向け努力していただきたい。との意見がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（進藤優子） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。９番小松穂積委員

○９番（小松穂積委員） 産業建設委員長にお尋ねします。

ただいまの報告で、観光地域のバランス、周遊に向けて、本年度、モニュメントの予算化をしているという話ですが、周遊に向けては今までも頑張ってきておりましたけれども、目標年度と申しまししょうか、あるいは道路整備、案内板、こういうところにどういうふうな予算づけをするかというところまで議論はなかったのかどうか。

それから、今の報告では、予算の説明で多分、農業担い手育成事業、あるいは男鹿産農産物産地づくり支援事業について説明はあったかと思えますけれども、ただいまの委員長報告では、その辺触れておりませんでしたけれども、特に男鹿産ブランド支援事業とか、新たな産地づくりの支援、こういう事業を計画しているわけですが

も、何人ぐらい対象者がいるのか。あるいは農業次世代人材投資事業というのもありまして、1人に150万円補助はするわけですが、事業を展開していく上では、機械の投資とか、あるいは農地の購入とか、そういうことが起きてくるわけで、資金というのがやっぱり不足してくる。そういう場合に、農業振興資金なんかは使える部分も出てくるというふうに私は理解してるわけでありまして、その辺について、こういう場合は、例えば融資残の一部は利用できるとか、そういうところについての議論はなされたものかどうか、お願いしたいと思います。

2点についてお願いします。

○委員長（進藤優子） 4番伊藤宗就委員長

○産業建設分科会委員長（伊藤宗就） ただいまの質問にお答えいたします。

最初の質問、案内板や道路に関しては、特に案内板に関しては、以前から検討事項でもあり、これからも引き続き検討していきたい旨、答弁がありました。

また、男鹿産ブランドに関しては、記憶している限り、人数といった詳細まではありませんでした。

また、最後の質問も、そこまで詳細なものはありませんでした。

以上です。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。9番小松委員

○9番（小松穂積委員） 今、私、農業次世代人材投資事業、あるいは農産物、新たに事業を今年、似たものは従来もあったわけですが、今年新たにそれなりの予算組みをして振興対策をしていくということです。

農業振興というのは、そういう意味で非常に大事なことでありまして、あるいは、委員長ちょっと、振興のことについてちょっと触れるので、発言がここではだめだというんだったら委員長で静止していただきたいと思っておりますけれども、私の方の会派でちょっと報告受けてることですが、今、こういう事業に対する予算はそれはそれでいいわけですが、それを補填、補給する形でのそういう振興資金というのも、今回条例にもあがってきておりまして、そのところの議論もされているわけでありまして、振興資金が何か、産業建設委員会では何かその辺否決なったみたいな話で、この後、本会議というふうな話のようでありまして、委員長その辺はどういうふうに感じてるか。もしご答弁できるのであったら、委員長の許可を得てお願い

したいと思います。できなければ、それはそれで結構です。

○委員長（進藤優子） 4 番伊藤宗就委員長

○産業建設分科会委員長（伊藤宗就） この後、本会議でもやりとりあると思いますが、現状で私の方から答弁できることはありません。

○委員長（進藤優子） さらに質疑ありませんか。

○9 番（小松穂積委員） 私はいいです。はい。

○委員長（進藤優子） 9 番小松穂積委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。9 番小松穂積委員

○9 番（小松穂積委員） ただいま、振興資金のこと少し触れましたけれども、当然委員長おっしゃるとおり、本会議での報告が来てからということですが、動きの中で、これから今、市長にお尋ねしますけれども、条例案、今回具体的に言えば、議案第 19 号ということになろうかと思えますけれども、なかなかここ数年、所管の委員会で提出した議案が全会一致で否決ということは、あんまり経験ないのでありますけれども、その辺について、市長からね、初日の提案理由、あるいは 4 日目ですか、議案説明等もありまして、多少のやりとりもあったやに承知しておりますし、その上で委員会に付託されていってるわけではありますが、なかなか全会不一致というのは、市長あるいは副市長の農業施策、全部だめだというような感じも受けかねやしないと。やっぱりそこさ、いやそうでなくてという説明努力、あるいは内容の精査、あるいは当局からの修正等、そういうことについては考えなかったのかどうか。その点について、まずお伺いします。

○委員長（進藤優子） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 農業振興資金貸付基金条例と畜産振興資金貸付基金条例を一本化すると。併せて、貸付対象者を見直すというふうなことで、執行部の方で提案申し上げましたけれども、当該委員会の審議において説明不足があったのか、なかなかご理

解いただけなかったというふうなことで、全会一致で否決という報告はいただいております。形とれば、まず、それぞれ執行部側の提案理由あり、それから議員の皆様のお考えありで、そこは考えがなかなかご理解いただけなかったということで、大変重く受け止めなきゃいけないというふうに思っております。

中身につきまして、果たして十分な説明がなされたかというふうな、これは反省ひとつでございますし、それから今、委員からお話しありましたように、委員会に対する、何といいますか、説明の進め方といいますか、そういった点についても当然、執行部側と議員の皆様では、目的は同じであってもたどり着くその手法なり何なりが違うということは、これは往々にしてあるわけでございますので、そこら辺については、一旦休会なり何なりをしていただいて、休憩を少々とってもらって、市長、副市長の方にまた一旦戻って、もう一度対応を協議するということがあってしかるべきであったんでないかなということで、まず一つは、結果は結果として、ご理解いただけなかったと、これは事実として非常に重く受け止めますけれども、それに至る説明が十分尽くされたのかということと、それともう一点、委員会に臨む執行部側の方の進め方といいますか、持ち込み方といいますか、そういった点について、この二つの点について、やはり反省点が大いにあったんでないかなというふうに受け止めてございます。

中身につきましては、まず今は控えますけれども、全体の概略につきましては、そういうふうに受け止めてございます。

○委員長（進藤優子） 再質疑ありませんか。9番小松委員

○9番（小松穂積委員） まず、議案の取り下げというのは可能でありますから、そういう行為を考えるのかどうかですね。あるいはまた、委員会の方も、簡単にせつかく当局があげた議案をね、100パーセント寄せるということではなく、まあ文字修正して、やっぱり考え方の、どう言いましょうか、そごがある部分について補整しながら、そして当局、あるいは議会と一緒に進めていくと。そういう、私の立場で言わせれば、そういう方向が少し出てきてるのかなとは思いますが、そうはいえどもね、議員全体の中では、「ああ、そういうこと分かってるよ」という人もいるし、「いや、全然、これ何の話よ」と、「今、本会議に行けば何起きるの」みたいな、そんなところがあって、今、予算委員長の許可を得て私発言させてもらってるわけがありますけれども、従来であれば本会議なのかもしれませんが、本会議で当局に聞く

と。委員長には聞くことができるんだけど、あるいは提案者については聞くことができるんだけど、当局には聞くことは本会議でありますから聞かれません。それで今この時間をお願いし、発言させていただいております。

それで、現行を変えていくというのが議案でありますから、それはまあそれでよしとしても、やはりこういうふうに、今、副市長からはね、手順の話についてお話がありました。やっぱりそういうところも、委員の反発といえは変ですけども、そんな部分もあったのかなと。あるいはまた、やっぱり中身が、資金は不足したといえども、今までこの資金が、これ若美時代からの引き継ぎで男鹿市に来てるということは私も承知しております。で、その利用度が低くなったということで、今回その辺を改善しようということであったんですが、やっぱり煎じ詰めてみると、やはり広く農業者に門戸をとという考え方が、委員の方々がそれに及んだのかなというふうなことで、本日こうなったかと思うんですが、その点についてね、今度、条例には重いとか軽いとかそういうことはなくて、議案にはそれぞれ符号 1、2、3 とついてくるわけでありまますから、それぞれが現状を変えていくということで重いことでありますから、そういう点については、今後の対応方、市長であれ副市長であれ、総務企画部長でもいいのかな、その辺の考え方をお知らせください。

○委員長（進藤優子） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） 委員長にちょっとお尋ねしながらあれです。

○委員長（進藤優子） はい。

○副市長（佐藤博） 今回の案件は、先ほど申し上げましたように、手続き、委員会のご審議をいただく、もしくは、その場でご理解をいただけなかった場合の執行部側の対応にね、非常に不十分なところがあったと、これがまず一つでございます、先ほどお話した点ですね。もう一点は、果たして、これは執行部側の 100 パーセント責任でございますけれども、当該委員会において、この条例を上程するに至ったその説明がしっかりと説明しきれていたのかというところ、この 2 点だと思ってございます。

で、この後に及んで、この条例がどういう形で、どういうふうな背景で出したのかと、執行部側が上程したのかということを、今この場でご説明することは多分できないというふうに私は思ってますけども、もし許されるのであれば、少しお時間をいただいて説明させていただきたいというふうには思っております。

この後、やはり執行部側も、今、委員がお話しましたように、条例にけちはございません。我々も否決をされたというふうなことを極めて重く受け止めてございます。中身については、その両資金を一体化すると、基金を一体化して、より有効に活用すると。ここら辺については、十分ご理解をいただいたと思いますけども、貸付対象者について、個人の農家について除外するといえますか、見合わせると、これについてはいかがかと。理由がはっきりしないと。あっても差し障りないだろうと。このままにおいても差し障りはないだろうというふうなことで否決というふうなことだと理解してございます。

そういうことで、もし許していただけるのであればお話をしますが、多分かなわないことと思いますけども、よろしくお願いします。

○委員長（進藤優子） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休 憩

午前 11 時 30 分 再 開

○委員長（進藤優子） 会議を再開いたします。

9 番小松委員

○9 番（小松穂積委員） 委員長の許可を得ましたので、副市長から、そうすれば発言を求めたいと思いますけども、よろしくお願いします。

（「委員長待ってけれ。ほかの人のよ、今副市長が言われたその取り扱いについて、委員長が諮っていることだから、小松委員がたまたまそう言ったからって、その報告を求めるのは、それは具合悪い。やっぱりほかの人の意見を聞いて委員長も判断してもらわなければ。」という者あり）

○委員長（進藤優子） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休 憩

午前 11 時 32 分 再 開

○委員長（進藤優子） それでは、会議を再開いたします。

では、小松穂積委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号から第１３号まで及び議案第２５号から第３７号までを一括して採決いたします。本２４件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、本２４件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

午前１１時３３分 閉 会